

# 資料

## 1 西東京市地域自立支援協議会（第四期）委員名簿

（敬称略）

分類	職業等	氏名
学識経験者	日本福祉大学福祉経営学部教授	綿 祐二
	星槎大学共生科学部非常勤講師	平 雅夫
保健及び医療関係者	医療法人社団薫風会山田病院院長	山田 雄飛
	東京都多摩小平保健所地域保健推進担当課長	小林 啓子
障害者施設関係者等	就労支援センター・一歩所長	青木 苑佳
	社会福祉協議会（地域活動支援センター・身体）	小川 よし子
	サンワーク田無	宮野入 裕子
	東京都立田無特別支援学校副校長	宮田 守

## 2 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会委員名簿

（敬称略）

分類	職業等	氏名
学識経験者	日本福祉大学福祉経営学部教授	綿 祐二
	星槎大学共生科学部非常勤講師	平 雅夫
保健及び医療関係者	医療法人社団薫風会山田病院医療相談室長	山口 さおり
	東京都多摩小平保健所地域保健推進担当課長	小林 啓子
障害者施設関係者等	多機能型事業所さくらの園施設長	橋爪 亮乃
	西東京市社会福祉協議会	小川 よし子
	特定非営利活動法人友訪理事長	星 登志雄
	東京都田無特別支援学校副校長	宮田 守
公募市民		根本 尚之
		久松 順子
		八木 迪夫

### 3 計画策定の経過

日程	内容
平成 26 年 5 月 27 日 (火)	第 1 回 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会 1 計画策定部会協力委員依頼状伝達 2 委員等自己紹介 3 第 4 期西東京市障害福祉計画策定について 4 その他
平成 26 年 6 月 24 日 (火)	第 2 回 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会 1 第 4 期西東京市障害福祉計画策定について 2 その他
平成 26 年 7 月	アンケート調査実施
平成 26 年 8 月 26 日 (火)	第 3 回 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会 1 第 4 期西東京市障害福祉計画策定のためのアンケート・ヒアリング調査中間報告 2 その他
平成 26 年 8 月～9 月	障害者団体・サービス事業所等ヒアリング実施
平成 26 年 9 月 30 日 (火)	第 4 回 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会 1 第 4 期西東京市障害福祉計画構成案について 2 第 4 期西東京市障害福祉計画策定のためのアンケート・ヒアリング調査結果等について 3 その他
平成 26 年 11 月 25 日 (火)	第 5 回 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会 1 第 4 期西東京市障害福祉計画 (素案) の検討について 2 その他
平成 26 年 12 月 16 日 (火) ～平成 27 年 1 月 20 日 (火)	パブリックコメント実施
平成 26 年 12 月 19 日 (月)	市民説明会
平成 27 年 1 月 27 日 (火)	第 6 回 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会 1 第 4 期西東京市障害福祉計画 (素案) のパブリックコメント実施結果について 2 第 4 期西東京市障害福祉計画 (素案) の検討について 3 その他
平成 27 年 2 月 24 日 (火)	第 7 回 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会 1 第 4 期西東京市障害福祉計画の検討について 2 その他

## 4 サービス見込量一覧

【介護給付・訓練等給付】 [1か月あたりのサービス利用見込 ※平成25年度は実績]

		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護	利用者数	153人	152人	156人	161人
	同行援護				
行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	11,929時間	12,997時間	13,339時間	13,767時間
	利用時間				
生活介護	利用者数	276人	283人	288人	293人
	利用日数	5,224日	5,401日	5,496日	5,591日
自立訓練(機能訓練)	利用者数	1人	2人	2人	2人
	利用日数	12日	14日	14日	14日
自立訓練(生活訓練)	利用者数	7人	9人	11人	12人
	利用日数	84日	128日	157日	171日
就労移行支援	利用者数	34人	41人	44人	47人
	利用日数	539日	655日	703日	751日
就労継続支援(A型)	利用者数	9人	10人	11人	12人
	利用日数	159日	184日	203日	221日
就労継続支援(B型)	利用者数	330人	371人	390人	408人
	利用日数	5,257日	5,931日	6,235日	6,523日
療養介護		17人	18人	18人	18人
短期入所(医療型)	利用者数	10人	12人	13人	14人
	利用日数	29日	36日	39日	42日
短期入所(福祉型)	利用者数	46人	53人	56人	58人
	利用日数	375日	419日	444日	462日
共同生活援助(グループホーム)		97人	146人	156人	165人
施設入所支援		138人	138人	138人	138人

※ 利用時間・利用日数は1か月あたりの延べの数値で、利用者数に1人あたりの平均利用時間・平均利用日数を乗じたものです。

【障害児通所支援】 [1か月あたりのサービス利用見込 ※平成25年度は実績]

		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用者数	109人	114人	121人	129人
	利用日数	694日	798日	847日	903日
放課後等デイサービス	利用者数	42人	145人	165人	186人
	利用日数	234日	1,160日	1,320日	1,488日
保育所等訪問支援	利用者数	0人	1人	1人	2人
	利用日数	0日	2日	2日	4日
医療型児童発達支援	利用者数	2人	2人	2人	2人
	利用日数	10日	10日	10日	10日

【相談支援】 [1か月あたりのサービス利用見込 ※ 平成 25 年度は実績]

	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域移行支援	1 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	0 人	1 人	1 人	2 人
計画相談支援	8 人	133 人	137 人	143 人
障害児相談支援	0 人	47 人	51 人	56 人

【地域生活支援事業】

		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	利 用 者 数	280 人	316 人	334 人	351 人
	利 用 時 間	2,415 時間	2,752 時間	2,893 時間	3,034 時間
地域活動支援センター	実 施 箇 所 数	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	利 用 者 数	235 人	265 人	280 人	295 人
障害者相談支援事業		3 か所	4 か所	4 か所	4 か所
手話通訳者派遣事業	年 間 利 用 実 人 数	23 人	33 人	33 人	34 人
	年 間 派 遣 件 数	159 件	231 件	231 件	238 件
要約筆記者派遣事業	年 間 利 用 実 人 数	6 人	6 人	7 人	7 人
	年 間 派 遣 件 数	179 件	180 件	210 件	210 件
在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業		4 人	5 人	5 人	5 人
日中一時支援事業		105 人	103 人	104 人	105 人
生活サポート事業		19 人	19 人	20 人	21 人

※ 地域生活支援事業については主な事業のみ掲載

## 5 用語集

あ行・・

### 愛の手帳

国が定める療育手帳について、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるため交付される手帳。全国的には療育手帳と呼ばれ、各種の福祉サービスを受けるために必要となります。

### 一般就労

障害福祉サービス事業所などで就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することなどを「一般就労」といいます。在宅就労や起業なども含まれます。

### 医療的ケア

口腔内や鼻腔内のたんの吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。

か行・・

### ガイドヘルパー

主に、障害者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーです。重度の視覚障害者や脳性まひ者等全身性障害者、知的障害者、精神障害者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣されます。

### 基幹相談支援センター

P30 参照

### 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援等、利用者に居住の場を提供する障害福祉サービスの総称です。

## ケアマネジメント

援助を必要としている人に対して、地域の様々な社会資源、サービス等の提供を管理し、ニーズを満たすようにする方法です。

## 高次脳機能障害

病気や交通事故など、さまざまな原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神の障害を指します。

さ行・・

サポートキーホルダー P26 参照

サポートバンドナ P26 参照

## 支援センター・ハーモニー

主に精神障害者を対象として、西東京市が委託により実施している地域活動支援センターです。平成 23 年 5 月に、障害者総合支援センター・フレンドリーのオープンに伴い、同センター内に移転しました。

## 指定特定相談支援事業者

障害者等が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う事業者で、市区町村が事業者指定を行います。

## 児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

## 社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化など）、④観念（障害のある人への偏見など）などがあげられます。

## 重症心身障害児（者）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態の子どもを重症心身障害児といいます。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児（者）といいます。

## 就労支援センター・一步

東京都の「区市町村障害者就労支援事業」を受けて西東京市が委託により実施している、障害者のための就労支援センターです。障害者の一般就労の機会の拡大を図るため、職業相談や職場開発等の支援を行うとともに、障害者が安心して働き続けられるような生活面での支援を行っています。平成23年5月に、障害者総合支援センター・フレンドリーのオープンに伴い、同センター内に移転しました。

## 障害者総合支援センター・フレンドリー

障害の種別に関わらず、市内に居住する障害者の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点として、従来あった就労支援センター・一步、支援センター・ハーモニー、生活介護事業所・くろーばーを統合するとともに、相談事業を行う施設です。平成23年5月にオープンし、障害のある方だけでなく、地域の皆様にも広く活用していただけるよう、情報コーナーや会議室等を備えています。

## 障害支援区分

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。非該当から区分6までで認定されます。

## 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障害者自立支援法に代わって、平成25年4月1日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされました。「障害者総合支援法」とも呼ばれます。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に対して交付される手帳。各種の福祉サービスを受けるために必要となります。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付される手帳です。

## 成年後見制度

高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人に対して、代理権などを付与された後見人等が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度です。

## 相談支援センター・えぼっく

障害の種別に関わらず、市内に在住する障害者・障害児、ならびにその家族または介護を必要とする方からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うとともに、地域のネットワークの活用によって課題の解決を図る相談支援センターです。平成23年5月に、障害者総合支援センター・フレンドリー内にオープンし、障害者の自立と社会参加を支援するとともに、障害者が社会を構成する一員として、地域において生活し、活動できる環境づくりの促進を図ります。

## 相談支援専門員

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいいます。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要があります。

た行・・

## 地域自立支援協議会

地域の支援関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく合議体です。

## 通過型グループホーム

精神障害者を主な対象としたグループホームのうち、概ね3年間を目途に自立した生活へ移行し、退去することを前提としたものを言います。また、滞在型グループホームとは、通過型グループホームのような利用期限のないものを言います。

## 通級指導学級

通常の学級に在籍し、言語障害（構音障害、言語発達遅滞、吃音症など）や難聴、情緒障害、弱視、肢体不自由、病弱などのある児童・生徒を対象として、特別な教育課程によって指導を受ける制度のことです。

## 特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。



な行・・

### 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所（ショートステイ）等、利用者に日中の居場所や活動の場を提供する障害福祉サービスの総称です。

は行・・

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものを指します。

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられます。

### ペア・ピアカウンセリング

障害のある子どもを持つ保護者が同じような悩みを持つ保護者の相談相手となる取り組みです。

### ヘルプカード

P62 参照

### 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等、在宅の障害者が利用する障害福祉サービスの総称です。

### 保谷障害者福祉センター

主に身体障害者を対象として、西東京市が委託により実施している地域活動支援センターです。

### 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなけ

ればならないとされています。法定雇用率は、国、地方公共団体、一定の特殊法人は 2.3%、都道府県等の教育委員会は 2.2%、民間企業は 2.0%とされています。

ら行・・

### ライフステージ

人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のこと。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられます。

### 療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことを指します。

わ行・・

### ワンストップ

複数の部署等にまたがっていた手続きを、一度にまとめて行えるような環境のことを指します。